

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 沼田町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
451	2,088	185	2,723

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,949	4,862	87	68	339	4,570	基金から339百万円繰入
養護老人ホーム特別会計	238	228	11	11	-	-	
一般会計等	5,187	5,090	98	79	-	4,570	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
上水道特別会計	157	161	△4	126	57	197	197	法適用
公共下水道特別会計	358	357	1	1	127	1,457	1,255	法非適用
特別養護老人ホーム特別会計	352	335	17	17	-	32	-	
国民健康保険特別会計	481	473	8	8	25	-	-	
介護保険特別会計	304	300	4	4	50	-	-	基金から8百万円繰入
老人保健特別会計	11	11	0	0	0	-	-	
後期高齢者医療特別会計	47	47	0	0	19	-	-	
公営企業会計等計				156		1,687	1,452	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
北空知広域水道企業団	437	415	22	436	-	1,961	85	
空知教育センター組合(一般会計)	15	14	1	1	-	-	-	
空知教育センター組合(研修事業特別会計)	7	5	2	2	-	-	-	
空知教育センター組合(研究事業特別会計)	6	5	1	1	-	-	-	
深川地区消防組合	1,212	1,171	41	41	-	18	-	
北空知衛生センター組合	633	609	24	24	-	1,589	142	
北空知衛生施設組合	115	102	13	13	-	107	4	
北空知学校給食組合	89	84	5	5	-	-	-	
中・北空知廃棄物処理広域連合	11	9	2	2	-	-	-	
一部事務組合等計				525		3,675	232	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
財)沼田交通教育協会	2	5	9	-	-	-	-	-	貸付金は半年度償還している
株)沼田開発公社	0	6	1	-	-	-	-	-	貸付金は半年度償還している
地方公社・第三セクター等計			10	-	-	-	-	-	

(注) 新公益法人会計基準に移行していない社団・財団法人にあっては、「経常損益」の欄には正味財産計算書上の当期正味財産増減額を表示している。

5. 基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金(a)	316	316	0
減債基金(b)	867	682	△185
その他充当可能基金(c)	1,527	1,789	262
充当可能基金計(d)	2,711	2,787	77

(単位:百万円)

その他基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
備荒資金(超過分)(e)	373	377	4
合併特例債により造成された基金(該当する市町村のみ記載)			
その他(d-r)いづれにも当てはまらない基金)(g)			
合計(d+e+f+g)	3,084	3,164	80

- (注) 1 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。
 2. 上記基金は地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額であり、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.70	2.89	0.19	△15.00	△20.00	上水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	9.15	8.64	△0.51	△20.00	△40.00	公共下水道特別会計	-	-	-
実質公債費比率	12.2	11.3	△0.9	25.0	35.0				
将来負担比率	-	-	-	350.0					
財政力指数	0.16	0.16	-						
経常収支比率	82.7	81.0	△1.7						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。

※端数調整のため合計額等と整合しない項目があります。